

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化の決定について

政府は、予防接種法改正により平成 25 年 4 月 1 日付けで子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）の定期接種化を決定しました。

子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンの接種については、これまで補正予算により基金事業を延長し、暫定的に実施されておりましたが、平成 25 年度以降は定期接種化され、公費負担の対象範囲が基金事業と同様に 9 割となるよう、地方財源が確保され、普通交付税措置が講じられることとなりました。

日本産婦人科医会は、母子の生命健康を保護するとともに、女性の健康を保持し、もって国民の保健の向上に寄与することを目的としています。「子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）」の定期接種化は、女性の命をつないでいくという我々の活動理念に適っており、国の英断を誠に喜ばしく歓迎いたします。

各市区町村において予防接種が安定的・継続的に実施され、次世代を担う命が健やかに成長していくことを祈念いたします。

平成 25 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本産婦人科医会